

血統能力証明書交付要項

制定	昭24. 7. 1	
改正	昭25. 2. 1	昭39. 4. 1
	昭40. 4. 1	昭41. 9. 1
	昭46. 4. 1	昭49. 4. 1
	昭52. 4. 1	昭57. 8. 1
	昭60. 4. 1	昭63. 4. 1
	平元. 4. 1	平 6. 4. 1
	平 9. 4. 1	平13.10. 1
	平18. 7.10	平23.12. 1
	平26. 4. 1	平28. 4. 1

第1 本会は、血統登録牛の改良増殖に資するため、この要項によってその血統能力を証明する。

第2 この要項で行う証明は、4代および系統譜に係る血統能力証明とし、証明したときは当該証明書を交付する。

第3 この要項によって証明書の交付を受けようとする者は、所定の申込書を本会に提出する。
2 別に定める「SNP検査に関する取扱要項」および「自動登録同時SNP検査の実施取扱細則」により自動登録同時SNP検査を受けた者は、血統能力証明書の一括交付を申込みことができる。

第4 この要項による証明書の交付料は、1件につき次のとおりとする。

1. 4代血統能力証明

(1) インターネット利用（閲覧のみ）	270円
(2) インターネット利用でFAX又は電子文書によるもの	810円
(3) CTI（電話応答システム）利用でFAXによるもの	540円
(4) 郵送によるもの	1,080円
(5) 郵送によるもの（証明書の一括交付によるもの）	540円

2. 血統能力証明（系統譜） 5,400円

3. 血統能力証明（英語版） 5,400円

第5 この要項は、平成28年4月1日から実施する。